

請求忘れはありませんか？互助組合の給付金

当互助組合では、次の給付事業を実施しています。該当する場合は、各請求書に必要な書類を添付し、当互助組合へ御請求ください。

治療見舞金

組合員が次の臓器等の装着又は治療を受けているとき、年額で5万円を給付します。

- ・人工肛門、人工膀胱、心臓人工弁、心臓ペースメーカーの装着（心臓ペースメーカーの場合は施術時に支給）
- ・慢性腎疾患による人工透析
- ・血友病、原発性肺高血圧症の治療

◎必要添付書類：医師の証明（初回のみ）

介護休暇手当金

組合員が介護休暇を取得したとき、共済組合の介護休業手当金の給付終了の翌日から通算 120 日まで、次の年齢（当該年度の4月1日時点の年齢）に応じた金額を給付します。

- ・45 歳未満の組合員：日額 5,000 円
- ・45 歳以上の組合員：日額 7,000 円

◎必要添付書類：出勤簿・休暇簿の写し

退会給付金

次に該当する組合員が退職等で組合員資格を喪失したとき、互助組合加入期間に納めていただいた掛金のうち退会給付金に係る掛金（生涯福祉掛金、退職医療掛金等）の一部を給付します。

- ・県費負担職員のうち正規職員
- ・広島市費職員
- ・広島市以外の市町費等職員のうち常勤職員・会計年度任用職員で 13 月目以降の職員

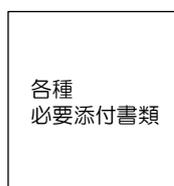
◎必要添付書類：通帳の写し

請求方法は？



各請求書を互助組合
ホームページから
ダウンロード

<https://www.gojo.or.jp>



請求に必要な添付書類の
準備



請求書に必要事項を記入し、
互助組合に提出してください。

給付金の請求期間は、事由の発生から3年間ですので、
お早目に御請求ください。

